

平成27年度における当せん金付証票の発売許可について

平成 27 年 1 1 月
自治財政局地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団 体 名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	909,483	858,483	51,000	909,483	0
ドリームジャンボ	81,000	81,000	0	81,000	0
ドリームジャンボ	57,000	57,000	0	57,000	0
ドリームジャンボミニ	24,000	24,000	0	24,000	0
サマージャンボ	102,000	102,000	0	102,000	0
サマージャンボ	69,000	69,000	0	69,000	0
サマージャンボミニ	33,000	33,000	0	33,000	0
オータムジャンボ	39,000	39,000	0	39,000	0
年末ジャンボ	219,000	219,000	0	219,000	0
年末ジャンボ①	162,000	162,000	0	162,000	0
年末ジャンボ②	57,000	57,000	0	57,000	0
グリーンジャンボ	51,000	0	51,000	51,000	0
通常くじ	30,500	30,500	0	30,500	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	84,760	84,760	0	84,760	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,765	26,765	0	26,765	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	168,817	168,817	0	168,817	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	106,641	106,641	0	106,641	0
東 都	12,600	12,600	0	12,600	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	39,800	39,800	0	39,800	0
近畿宝くじ事務協議会	13,200	13,200	0	13,200	0
西日本宝くじ事務協議会	17,350	17,350	0	17,350	0
栃 県	10,500	10,500	0	10,500	0
合 計	1,002,933	951,933	51,000	1,002,933	0

2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

団 体 名	回 数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第691回	51,000	400	300	28.2.24～ 28.3.18	133.3

グリーンジャンボ宝くじの商品設計（案）

	平成26年度
発売計画	510億円
証票金額	300円
発売期間	H27.2.20～3.13(22日間)
1等賞金 (前後賞)	4億円×17本 (1億円×34本)



	平成27年度
発売計画	510億円
証票金額	300円
発売期間	H28.2.24～3.18(24日間)
1等賞金 (前後賞)	4億円×17本 (1億円×34本)

●当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証票の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証票が加算型当せん金付証票である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証票の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証票を発売することができる。